【規程番号　神女院Ｖ－028】

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程学位論文の審査基準に関する内規

日ごろの研究指導や研究発表会などを通して、審査委員が総合評価を行い、研究科委員会で適当と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は専攻主任の推薦を基に専攻会議で主査１名と副査２名を決める。

【審査項目】

1　当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
2　論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
3　設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。
4　研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。
5　先行研究や資料が適切に取扱われているか。
6　申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

＊内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。